

2022年11月15日発行

警察が行う 犯罪被害者支援



警察では、犯罪被害にあわれた人やそのご家族が安心して暮らすことができるよう、さまざまな支援を行っています。まずはご相談ください。

情報提供 刑事手続きの概要や捜査、裁判の過程で利用できる制度、各種機関の相談窓口などについて情報を提供します。

経済的負担の軽減 特定の犯罪により傷害を負った場合は、医療費などの一部について警察が経費を支出するなど、被害にあわれた人の経済的な負担を軽減する制度があります。

精神的負担の軽減 安心して被害の届け出や相談などができるよう、犯罪被害者相談電話を設置しているほか、カウンセリング体制を整備しています。

安全の確保 同一の犯人から再度危害を受けないように、防犯指導や立ち寄り警戒を行うほか、さまざまな機材などを活用して安全対策を講じます。

犯罪被害給付制度および国外犯罪

被害弔慰金等支給制度

「故意の犯罪行為により死亡、負傷、または疾病が生じた場合」および「日本国外における故意の犯罪行為により死亡または障害が残った場合」に、ご遺族や被害にあわれたご本人に対して、国が一時金を支給する制度があります。（審査により、減額または不支給になることがあります）詳しくは県警ホームページをご覧ください。

問い合わせ

富岡警察署警務課 ☎ (62) 0110



マイナンバーカードをお持ちでない人に申請書が送付されます

マイナンバーカードをお持ちでない人に、11月中旬から12月上旬にかけて「マイナンバーカード交付申請書」が順次送付されます。発送元は、国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構（J・LIS）」です。申請書にはQRコード※が印刷されており、スマートフォンなどで読み取ることによって簡単に申請ができます。郵送での申請も可能です。ご自身で申請が難しい人は役場住

民課でお手伝いします。

最近、マイナンバーカードを申請・取得した人にも申請書が届く場合がありますが、行き違いですので改めての申請は不要です。

マイナポイント

最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申し込みにはマイナンバーカードが必要です。ポイントの対象となるカードの申請期限は12月末ですので、早めの申請がおすすめです。この機会にぜひマイナンバーカードを取得してください！

その他

次の人には、この申請書は送付されません。

▼75歳以上で、令和2年度または3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている人

▼令和4年1月1日以降に出生、または国外から転入された人

▼在留期間の定めのある外国人住民

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120・95・0178

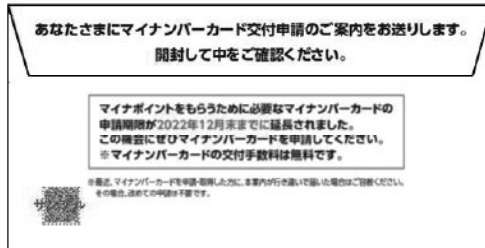
問い合わせ

住民課住民係 ☎ (64) 68314
※QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です

※11月中旬～12月上旬に、このような封筒が届きます。



(封筒 表)



(封筒 裏)

マイナンバー
総合サイト↓



広告